

条例

八街市副市長定数条例の制定

地方自治法の改正により本年4月1日から「助役」に代えて「副市長」を置くこととされたことに伴い、副市長の定数を1人と定めるものです。

八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定

特別職（市長、助役、収入役、教育長）の給与の減額措置が本年3月31日で終了することから、市の財政状況等を考慮し、給与の減額措置（月額3万5千円、2万6千円）を平成19年度まで延長するものです。

八街市一般職の職員の管理職手当等の特例に関する条例の制定

市の財政状況等を考慮し、一般職の職員に係る手当について平成19年度に限り減額措置を行うもので、管理職手当は20%を減額し、地域手当は5%から3%に引き下げるものです。

八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定

笹引児童クラブを新たに設置するもので、笹引小学校の教室を使用し、40人の定員で本年6月1日に開設するものです。



▶市立笹引小学校

八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

結核予防法が廃止統合され、法令名が変更されることに伴う改正、及び健康保険法等の改正に伴い葬祭費を7万円から5万円に改正するものです。

八街市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の制定

一部を改正する条例の制定
本年4月から八街駅北口に、八街駅前第5自転車駐車場を新たに設置すること、及び榎戸駅前第2自転車駐車場の所在地番を明確な表記とすることに伴う改正です。

請願

介護保険利用料・保険料の軽減サービスの充実を求める請願

請願者

・介護とくらしの会

・全日本年金者組合八街支部
請願内容

所得の少ない高齢者の負担は限界であり、このままでは介護保険制度から完全に排除されてしまうことになりかねません。

憲法第25条では、国がすべての人が人間らしく生活できる条件を保障するようたっています。この精神をいかし、少しでも安心できる制度となるよう、八街市独自に保険料・利用料減免制度の実施とともに、健康で安心して暮らせるまちづくりを要望いたします。

1. 市独自に介護保険料の請願事項

平成19年度
一般会計予算案168億円(前年度比7.9%減)
原案のとおり可決しました。

- 1. 減額、利用料の軽減制度を実施して下さい。
- 2. デイサービス・デイケアの食費、シヨートステイの滞在費・食費への助成制度を実施して下さい。
- 3. 介護予防を重視し、専門家を配置して健康づくり・体力づくりの施策をすすめて下さい。

地方交付税や国庫支出金の見直し、税収の伸び悩みなど歳入が限られている中、経費節減、

賛成

事務事業の見直し、定員適正化計画に基づく職員の削減など行財政改革を協力に進められています。

市長をはじめ助役、教育長の給料の削減、新年度予算では、市役所職員の地域手当、管理職手当の削減など市長以下職員が、自ら率先して経費節減に努めているところです。

経費の節減合理化を図り、必要な財源の確保を図りつつも、市民の要望を着実に実現していくための事業を実施するなど、バランスのとれた予算が編成されている新年度予算に賛成します。

討論

新年度の予算方針で「厳しい財政状況」といって、例年通り財政を圧迫している区画

反対

整理事業最優先の予算編成となっており、いっそう市財政を歪めていくことは明らかです。市民からの厳しい批判があがっているこの事業は、事業完了までの事業費が25%も残っており、凍結・見直しをせずして深刻な財政危機はどのように改善しようとしているのでしょうか。

新年度の一般会計予算は、大幅な縮小予算のもと市民への情け容赦ない負担増としわ寄せ、サービス削減で最も支援を必要とする社会的弱者が排除され、住民福祉に対する公的責任を放棄し成り立たせている新年度予算に反対します。